

■ Article ■

行政不服審査法改正に伴う国税通則法等の整備

税理士 富田 光彦

.....

【概要】

平成 26 年 6 月 6 日、第 186 回通常国会において、懸案であった行政不服審査法（以下行審法という）関連三法案が可決・通過した。平成 5 年の行政手続法改正、平成 16 年行政事件訴訟法改正に続くものであり、行政法の課題であった国民の権利救済を発展させる立法作業は、これで一応の決着を見たといえよう。なお行政不服審査法関連三法案とは、行政不服審査法案・行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、並びに行政手続法の一部を改正する法律案をさす。

今回の行政不服審査制度の見直しは、行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続きであることから、簡易迅速な手続きにより、手数料無料で国民の権利利益を救済する方向性で見直された。

以上を念頭に改正内容を順次みていく。

* 参考 行審法 第 1 条目的

この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申し立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする

＜行政不服審査法改正内容＞

本体である行審法の改正の概略は次の通りである。

1. 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入
 - ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理する（第 9 条）
 - ・ 有識者から成る第三者機関が大臣等（審査庁）の判断をチェックする（第 43 条）
 - ・ 証拠書類等の閲覧・謄写を可能とする（第 38 条）
 - ・ 口頭意見陳述における処分庁への質問（第 31 条第 5 項）
2. 不服申立ての手続きを「審査請求」に一元化（第 2 条）
 - ・ 「異議申立て」手続は廃止し、手続保障の水準が向上させる
 - * 不服申立てが大量にされる処分等については「再調査の請求」（選択制）を導入する（第 5 条）
3. 審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を 3 か月に延長（現行 60 日）する。（第 18 条）

＜行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案＞

行政不服審査法に基づき設置される行政不服審査会に情報公開・個人情報保護委員会を統合することに伴い、情報公開・個人情報保護審査会設置法を廃止する。行政不服審査法の特例等を定める約 350 法律について。行政不服審査法と同等以上の手続き水準の確保を基本に、個別法の趣旨を踏まえ改正する

- ・不服申立ての種類の一元化に伴い、「異議申立て」又は「審査請求又は異議申立て」を「審査請求」に改める。
- ・不服申立前置（不服申立てを経なければ出訴できないとする定め）の廃止・縮小など

＜行政手続法の一部を改正する法律案＞

- ・事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、国民の権利救済の保護のための手続きを整備
- ・処分等の求め（書面で具体的な事実を適示して一定の処分又は行政指導を求める制度）（第 36 条の 3）
- ・行政指導の中止等の求め（違法な行政指導の中止等を求める制度）（第 36 条の 2）など

＜行政不服審査法の改正に伴う国税通則法等の改正＞

各種の行政上の不服申立てに適用される一般法たる行政不服審査法は、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する目的を有するが、この考え方は国税の不服申し立て手続について、基本的に適用される。以下財務省が公表した「平成 26 年度税制改正の開設」をみながら解説する。

1. 不服申立ての構造（不服申立前置の見直し）

（1）改正前の制度の概要

① 国税に関する法律に基づく処分についてする不服申立てについては、処分をした行政庁（税務署長、国税局長）に対する「異議申立て」及び国税不服審判所長に対する「審査請求」の 2 種類の手続きが設けられている。また、各種の処分に応じ、その不服申立先及び審級構成を異にするが、青色申告に係る更正等の場合や異議申立てを経ないで審査請求をすることにつき正当な理由がある場合等を除き、まず処分をした行政庁に対する異議申立てをもってしなければならないことが原則とされている。（旧通法 75①②④）

② 上記①の異議申立ての決定があった場合において、当該異議申立てをした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。（原則二段階の不服申立前置）（旧通法 75③）

③ 異議決定を経ない審査請求

異議申立てをしている者は、異議申立てをした日の翌日から起算して 3 月を経過しても、異議申立てについての決定がないときは、当該申立てに係る処分

について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

(2) 改正後の概要

①不服申立前置の見直し

国税に関する処分に不服がある者は、全ての処分につき、直接国税不服審判所長に対して審査請求をすることができることとされた。また、従前の処分庁に対する「異議申立て」については「再調査の請求」に改め、請求人の選択により、審査請求の前にこの再調査の請求をすることができることとされた。そして「国税庁長官がした処分」に対する不服申し立てについては、国税庁長官に対する「審査請求」に改められた。(改正前では国税庁長官に対する異議申立てのみ)

これらの見直しに併せ、不服申立前置について定める国税通則法第 115 条が整備された。すなわち、平成 23 年度税制改正大綱において、納税者の利便向上を図る観点から、争訟手続における納税者の選択の自由度増やすことを基本に、原則として 2 段階となっている現行の仕組みを抜本的に見直す方向で検討するとされた。そして今般の改正行政不服審査法で①異議申立てが廃止され審査請求に一元化されたこと、②現行の異議申立ては、国税など大量処分である者などについては審査請求に前置して処分庁が簡易に処分を見直して決定する「再調査の請求」として規定されたことに伴い(行審法 2, 4, 5)、国税通則法においても、審査請求に一元化するとともに、納税者の選択により、「再調査の請求」ができることとされた。

②再調査の請求についての決定を経ない審査請求

再調査の請求をしている者は、次のいずれかに該当する場合には、当該再調査の請求に係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができることとされた。(通法 75④)

イ 再調査の請をした日(国通法 81 条 3 項(再調査の請求書の記載事項等)の規定により不備を補正すべきことを求められた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して 3 月を経過しても当該再調査の請求についての決定がない場合。

ロ その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

③その他

上記①の改正を受け、青色申告に係る更正等に不服がある場合等に直接審査請求をすることができることとする規定(旧通法 75④)を削除し、「異議申立て」を「再調査の請求」に改めた。

2 適用除外(不服申立てができない処分)

改正行審では、法不作為についての審査請求についても、処分についての審査請求と同様に不服申立ての適用除外を認めることとした。このため国税においても、裁決等に係る不作為について不服申し立てができないことを明らかにした。

3 不服申立期間の延長

改正行審法において、主観的不服申立期間を 2 月から 3 月に延長したことに伴い国税の不服申立期間も 3 月とされ、例外の文言を「天災その他やむを得ない理由があるとき」から「正当な理由があるとき」とした。

4 行政不服審査法との適用関係

国税庁長官の処分に対する不服申し立ては基本的に行政不服審査法の規定によることとされた。

5 標準審理期間の創設

改正行審法審理の遅延を防ぎ、審査請求人の権利利益の救済を図る観点から、審査庁となるべき行政庁は、審理期間の目安となるものとしてあらかじめ定めるよう努め公にすることとなった。これに伴い国税通則法も改められ、国税庁長官、国税不服審判所、国税局長、税務署長又は税関長は標準審理期間を掲示、ウェブサイトへの掲示等の方法により公にすることとなった。

6 再調査の請求（付帯決議あり）

改正行審法においては、処分庁に対する異議申し立てを廃止し、最上級行政庁に対する審査請求に一現化する。ただし他の法律に別段の定めがある場合には、不服申立人の選択により、処分についての審査請求の前段階で処分庁が改めて処分を見直して決定する「再調査の請求」をすることができるとされた。国税についてはこの見直しに合わせ、その基本構造の例外として「再調査の請求」を設けた。基本的には従前の異議申立てと同様に、「再調査の請求」を選択した場合、原則として、再調査の請求についての決定を経た後でなければ審査請求をすることができない。

* 再調査に請求が、いわゆる税務調査と混同しやすいとの指摘があった。それを受け「再調査の請求」が、処分庁が簡易に処分を見直す事後救済手続きであることを国民に説明するとの付帯決議がなされた。

なお以下の項目についても、改正行審法の規定が見直されたことにあわせ、国税通則法においても所定の整備が行われた。条文が多岐にわたるため項目のみを記載する。

I 再調査の請求書の記載事項等（審理手続を経ないです却下決定の新設等）

改正行審法の却下裁決の規定が見直されたことにあわせ、国税においても所定の整備が行われた。

II 決定の手続等（口頭意見陳述の整備等）

従来審理手続において、異議申立人から口頭で意見を陳述したい旨の申立てがあったときは、異議審理庁はその機会を与えなければならないとされてい

た。また異議審理庁の許可があれば、補佐人を帯同して出頭することができ、参加人についても口頭による意見陳述することができる。また同時にその陳述が相当でないときは、それを制限できるとした。また、再請求の請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができるとされ、再調査審理庁がその提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならないとされた。

これにともない国税通則法も同様に整備された。

7 審査請求 以下の項目について国税通則法においても同様の整備が行われている。

I 審査請求の手続（審査請求書の記載事項等）

II 審理手続の計画的進行（創設）

III 担当審判官等の指定

IV 請求人・参加人からの反論書・参加人意見書の提出

v 頭意見陳述の整備

VI 審理のための質問、検査等

VII 審理手続きの計画的遂行（創設）

VIII 審理関係人による物件の閲覧等

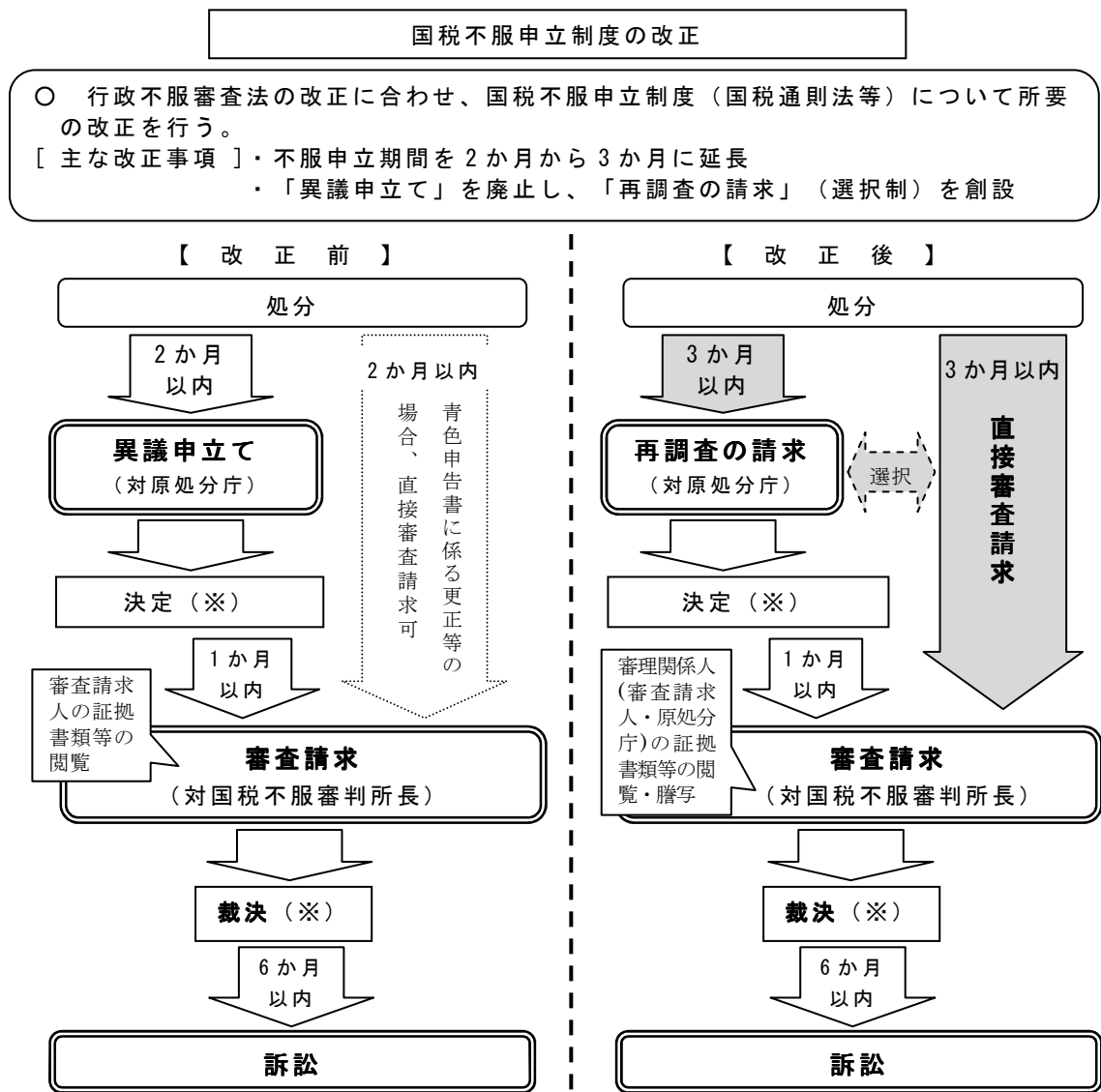
IX 審理手続きの終結（創設）

X 裁決の方式等

8 雑則

9 その他 国税通則法以外の改正

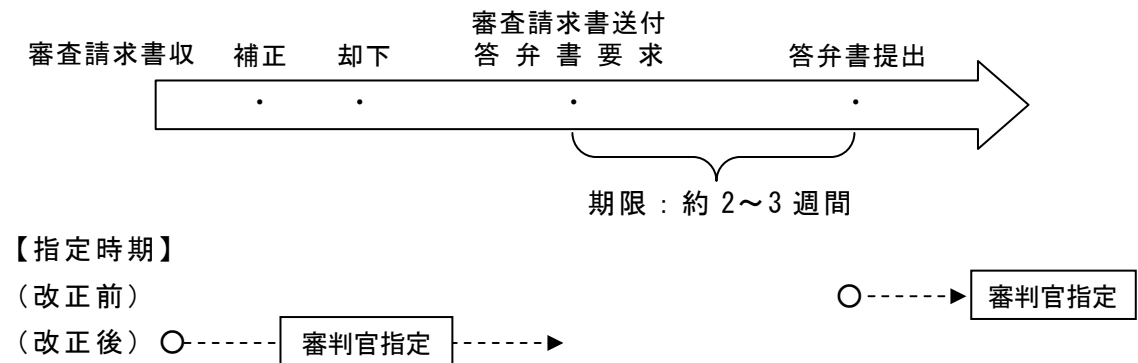
参考図表④ 国税不服申立制度の改正



(※) 原処分庁・国税不服審判所長から 3 か月以内に決定・裁決がない場合は、決定・裁決を経ないで、審査請求・訴訟をすることができます。

参考図表⑤ 審理手続

<イメージ>



なお今般の改正行審法には附則として「5 年後の検討」が追加され、衆参総務委員会に於いて、それぞれ 4 項目の付帯決議がなされている。

出典・引用 財務省「平成 26 年度税制改正の解説」より抜粋
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/explanation/pdf/p1107_1150.pdf